

市民生活と私法

監修・講師 橋本 康弘

福井大学 教育学部 教授

学習のねらい

「契約とは何か」。この問いを探究することが、本学習のねらいになります。「契約」と聞くと、スポーツ選手の年俵の交渉を思い浮かべる人がいるかもしれません。しかし、我々の生活になくてはならない、経済社会を回していくうえでも重要な、身近な存在の「約束事」が「契約」です。本学習では、「私法とはどのようなものか」「契約とはどのような行為なのか」「消費者の権利と責任とはどのようなものか」「成人年齢が18歳に引き下げられた結果、どのような責任を負うことになるのか」等について考えていきます。

ポイント 1 市民生活と法

個人や法人といった私人どうしの関係について定めた法を「私法」といいます。私法には、家族や契約といった市民相互の関係についての規律や、私法全体の一般原則である民法があります。

民法は5編に分かれており、そのうち、第1編から第3編では、民法の一般原則の他、ものの所有や契約、不法行為についての規定が設けられており、**財産法**と呼ばれています。

また、第4編と第5編には、夫婦・親子といった家族関係や相続のルールが設けられており、**家族法**と呼ばれています。

私法には、守られるべき3つの原則があります。第一は「**権利能力平等の原則**」です。契約によって代金を受け取ったり、財産を相続したりするなど、私法にもとづいて権利や義務を負うための資格を**権利能力**といい、すべての人に同様に与えられます。第二は「**所有権絶対の原則**」です。ものの持ち主はそのものを自由に扱うことができます。第三は「**私的自治の原則**」です。人は契約など私的な関係を、その人の自由な意思にもとづいて築き上げることができます。ただし、**公共の福祉**に反する形での所有権の主張は制限されることもあります。また、**公序良俗**に反する契約は無効になります。私的自治の原則によって、個人は活動の自由が保障されています。しかし、自由な活動の結果、他人の故意または過失による行為によって損害をこうむった私人は、加害者に対して**損害賠償**を請求することができます。

探究活動のヒント

みなさんも、「18歳で成人する責任とリスク」をテーマに探究してみてください。

民法改正によって成人年齢が引き下げられ、18歳になると親の同意なくクレ

ジットカードをつくる、部屋を借りる等といった行為ができるようになりました。他方で、「18歳成人」が実現した結果、法律上の責任とリスクが生じるようになっていきます。

このテーマで探究活動を行うに当たっては、例えば、「契約に関するリスク」について探究してみると、自分だったらどうすれば「消費者トラブルに巻き込まれないか」といった問い（探究課題）になるでしょう。また、成人年齢の引き下げによって生じるさまざまな課題を、社会の問題として考えれば、より深い探究活動になるはずです。

ポイント 2 多様な契約

私たちが社会で暮らしていくうえで物を売り買いするのをはじめ、さまざまな法的な約束（契約）を交わしています。民法では、だれでも、だれとでも自由に契約を結ぶことができます。契約が成立するためには、原則として「契約書」は必要ではなく、お互いが合意すれば契約が成立します。たとえば、何をいくらで売り買いするかといった契約内容も自由に決定することができます。これらは**契約自由の原則**という民法の基本原則によります。契約は守らなければなりません、契約が**無効**になる場合や、**取り消し**や**解除**ができる場合があります。

民法で定められている契約には、ものを売り買いする**売買契約**、建物などを借りる**賃貸借契約**、労働者と雇用主が結ぶ**労働契約**、銀行などからお金を借りる**消費貸借契約**などがあります。

民法では、契約当事者どうしが対等であると考えられていますが、実際には使用者と労働者、事業者と消費者等の間には、契約に関する交渉力や情報量が対称とはいえない当事者どうしの契約も多くなっています。これらの「弱い立場（労働者、消費者など）」におかれた当事者を保護するために、契約自由の原則を修正する、民法の特別法（労働基準法、最低賃金法、消費者契約法、借地借家法等）が定められています。

探究活動のヒント

みなさんも、「身の回りにある契約」をテーマに探究してみてください。コンビニでおにぎりを買うことや、アルバイトでの契約など、身の回りには多様な契約があります。みなさんの身の回りにある契約から具体的なテーマを選びましょう。そして、探究活動を行うに当たっては、「契約を結んだ結果どのような責任が生じるのか」といった問い（探究課題）を設定して調べてみてください。詳しく調べてみることで、「契約とその責任」を実感することができるかもしれません。

ポイント 3 消費者の権利と責任

消費者は売買契約などの契約を結んで日々の消費生活を営んでいます。しかし、消費者は取引についての知識をじゅうぶんもっているとはいえず（情報の非対称性）、事業者に比べて取引の交渉力も劣ります。消費者と事業者の間の情報・交渉力等の格差（非対称性）を解消し、消費者の自立を促すためには、契約自由の原則にまかせるのではなく、国や地方公共団体が消費者の権利を保障する必要があります。

そこで、消費者の権利の種類やその尊重および消費者の自立支援を明文化するために、消費者保護基本法が2004年に**消費者基本法**に改められ、2009年には消費者行政を一元化する**消費者庁**が設置されました。

消費者法制には、**消費者契約法**や**製造物責任法**（PL法）などの民法の特別法があります。また、**特定商取引法**では、**クーリングオフ制度**が設けられています。消費者支援の機関としては、**国民生活センター**や各地方公共団体に**消費生活センター**があります。他に、**法テラス**でも法律相談を行うことができます。

市場経済では企業が何をどれだけ生産すべきかについて、最終的な決定を行うのは消費者の選択になります（**消費者主権**）。消費者は、商品の選択など、現在および将来の社会や人、地球環境に配慮しながら消費行動を行うことが求められています（**エシカル消費**）。

探究活動のヒント

みなさんも、「よりよい消費生活を送るためにはどうすればよいか？」をテーマに探究してみてください。「よりよい消費生活」を「消費者トラブルを避けること」と考えることもできますし、「地球環境に配慮した消費行動」と考えることもできます。まずは、「よりよい消費生活」に関わる具体的な問い（探究課題）を設定しましょう。例えば、「**トレーサビリティ制度**とその影響」について調べてみましょう。詳しく調べてみることで、自立した消費者としてどのように行動すべきかについて考えることになるでしょう。